	(ヒ)	(ミ)	(リ)	(ヌ)	(ル)	(ヲ)

	圧力計			安全弁	逆止弁	流量制御弁	油タンク及び圧力配管			
	ポンプのパッキン部の状況（油浸式のものを除く。）	設置の状況	作動の状況	損傷の状況	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況	作動の状況	油漏れの状況	作動油の状況	作動油の油量の状況
	目視により確認すること。	目視により確認する。	作動の状況を確認する。	目視により確認する。	ストップバルブを閉じ、かごを上昇させること又はプランジャーストッパーの作動の位置でかごを上昇させることにより安全弁作動時の圧力計の指示値を確認する。	かごが下降中に動力用電源を遮断して作動の状況を確認する。	加速時、減速時及び走行時のかごの振動を確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	かごを最上階若しくは最下階に停止させ、油面計を確認し又はかごを最上階に停止させ、作動油の油面の高さを目視により確認する。
	著しい油漏れがあること。	制御器告示第二第二号の規定に適合しないこと。	作動が確実でないこと。	圧力表示に影響があるような損傷があること。	制動装置告示第四第二号又は第五第二号の規定に適合しないこと。	制動装置告示第四第二号又は第五第二号の規定に適合しないこと、かごが停止しないこと又は作動が緩慢であること。	かごの加速時若しくは減速時に異常な衝撃があること、加速若しくは減速が緩慢であること又は走行中に異常な振動があること。	油タンク、圧力配管、圧力計、ふた、エアーブリーザー、油面計等に著しい油漏れがあること。	運行に支障が生ずるおそれがある異物の混入があること。	油面計の下限値未満であること又は作動油の油面の高さが吸込口より低いこと。

		(ヨ)	(タ)	(レ)	(ソ)	(ツ)	(ネ)	(ナ)	(ラ)	(ム)	二 共通	
				作動油温度抑制装置		ストップバルブ		高圧ゴムホース			駆動装置等の耐震対策	圧力配管
		設置及び作動の状況	起動設定温度の状況	作動の状況	油漏れの状況	変形の状況	油漏れ及び損傷の状況	曲げの状況	可動部との接触の状況	転倒及び移動を防止するための措置の状況	取付けの状況	劣化の状況
		起動設定温度の操作又は起動信号の入力を行い確認する。	目視により確認する。	ストップバルブを閉じ、かごを上昇させ、かごの位置又は作動油量を目視により確認する。	目視により確認する。	ストップバルブが閉じている状態又はプランジャーストッパーが作動した状態においてかごを上昇させ、目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認し又は測定する。	目視により確認する。	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視又は触診により確認する。	目視及び触診により確認する。	目視により確認する。
		制動装置告示第四第二号若しくは第五第二号の規定に適合しないこと又は作動しないこと。	設定値が低温にあっては摂氏五度未満、高温にあっては摂氏六十度を超えないよう設定されていないこと。	かごが動くこと又は作動油量が変動すること。	油漏れがあること。	異常な変形があること。	イ　油漏れ、き裂等の損傷があること。 ロ　油のにじみがあること。	ゴムホースの曲げが液圧用鋼線補強ゴムホースアセンブリの規格（JIS B八二六〇）の最小曲げ半径又は液圧用繊維補強ゴムホースアセンブリの規格（JIS B八二六四）の最小曲げ半径未満であること。	可動部と接触していること。	令第百二十九条の八第一項の規定に適合しないこと。	取付けが堅固でないこと又は可動部と接触していること。	著しい損傷又は腐食があること。